

農地中間管理事業

農地中間管理事業とは

県知事が指定した農地中間管理機構（群馬県農業公社）が、農地の中間的受け皿となり、農地を貸したい人（出し手）から農地を借り受け、農業経営の規模拡大や効率化を図る農業者（受け手）へ農地を貸し付ける制度です。

農地中間管理事業のしくみ

出し手
（地権者）



※市街化区域以外にある
田・畑等が対象です。

高齢で農業をやめ
たいけれど、大切
な農地を荒らすわ
けにはいかない。

相続した農地を誰
かに貸したい。

地域内の農地を借
りて規模を拡大し
たい。

バラバラな農地を
まとめたい。

受け手
（耕作者）



地域の話し合い（地域計画（地域農業の将来のあり方+目標地図）の
作成・見直し等）

マッチング

連携 協力

市町村、農業委員会、
ＪＡ、土地改良区等

連携 協力

賃料

公社が
借り入れ

公社が
貸し付け

群馬県農業公社
農地中間管理機構

借りたい農地の
ある市町村、農
業委員会に相談
してください。

◆公社の借り入れ期間は
原則 10 年以上です。
（5 年まで短縮可）

農地の貸し借り
の手続きを行っ
ています。

農地の借り入れ

出し手（地権者）による農用地利用集積等促進計画等への同意（記名・押印）、県の認可・公告等を経て、公社が借り入れます。

農地の貸し付け

受け手（耕作者）による農用地利用集積等促進計画等への同意（記名・押印）、県の認可・公告等を経て、公社を通して貸し付けられます。

●農地の貸し借りにおいて出し手（地権者）や受け手（耕作者）が行うべきこと

令和5年度より法律の一部改正が行われ、農地中間管理事業を活用するには地域計画を作成の上、地域計画に基づく農地の貸し借りの権利設定を農地中間管理機構が行います。

このため、地域計画（地域農業の将来のあり方＋目標地図）の見直しなどの機会に、出し手（地権者）は貸し出し意向を示し、受け手（耕作者）は借り受け意向を示す必要があります。

地域計画とは？地域計画の策定とは？

地域計画とは、農業従事者の高齢化や担い手不足といった課題解決のため、10年後を見据えた地域での話し合い（協議の場）をもとに、地域の目指すべき農地利用の姿を明確化した計画です。

地域計画を策定することが法定化され、県内全市町村で令和7年3月末までに策定されています。

地域計画（目標地図）の作成とは？

目標地図とは、地域の農地を効率的に利用するために、10年後の耕作者を農地一筆ごとに定めた地図であり、地域計画の一部です。10年後を見据えて各地域で話し合った結果として、地域の目指すべき農地利用のあり方を明確にするため策定されました。策定後は、定期的に（少なくとも年に1度）市町村により見直しを行います。

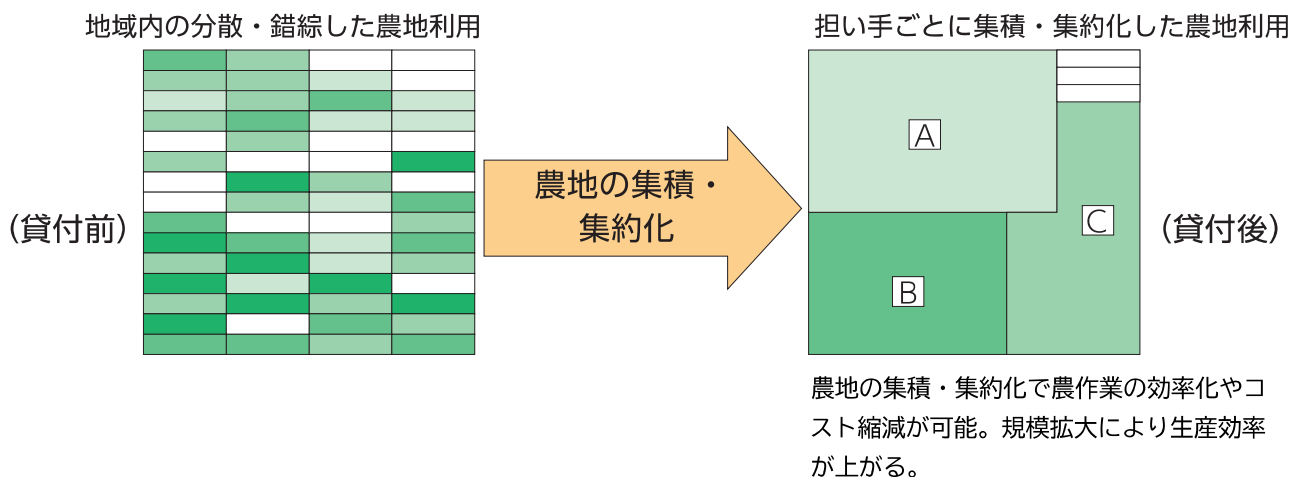
農地の貸借は、令和7年4月から、原則として農地中間管理事業により行うことになりました。

令和7年3月まで…市町村が作成した農用地利用集積計画による相対の農地の貸借も可
⇒ 令和7年4月以降…農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画に一本化

【農地中間管理事業活用の効果】

- 担い手への農地の集積と分散している農地の集約化
- 新規参入の促進
- 未活用農地の有効活用

集積・集約化のイメージ



農地中間管理事業活用のメリット

農地を貸したい方（出し手）

- 公的機関なので安心して農地を貸すことができます。
- 貸付期間満了後、農地は確実に戻ります。継続して貸付することもできます。
- 賃料が口座振込により確実に公社から支払われます。
- 一定の要件を満たせば「農地集約化促進事業」の交付対象になります。

農地を借りたい方（受け手）

- 長期に安定した農地の借入れができます。
- 賃料は、公社がまとめて出し手に支払うので事務が一本化できます。
- 農地の集約化により、経営の効率化につながります。
- スーパーL資金の貸付当初5年間の金利負担が軽減されます。

農地集約化促進事業

地域に対する支援

地域集約化実現タイプ

地域で公社にまとめた農地（地域全体の農地の8割超）を貸し付けた場合、その地域に対して支援金が交付されます。

集約化加速タイプ

農地の集約化に取り組む地域は、公社を通じて新たに団地化する面積に応じ、支援金が交付されます。

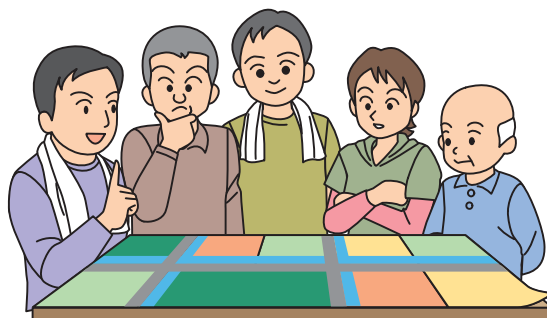
農地集約化促進事業の要件・交付単価などは、県又は農地が所在する市町村にお問い合わせください。

農地中間管理事業で借り受ける農地

- 市街化区域以外にある田・畑等であること
- 農用地の利用の効率化及び高度化に資すると見込まれるものであること
- 再生不能と判断される遊休農地など著しく利用が困難でないもの
- 当該農地の存する地域に十分な借受希望者が確認でき、貸し付ける可能性が著しく低い農地でないこと
- 農用地等の賃料が、農業委員会が提供を行っている賃料情報等から見て適切であること

※公社の借受期間は、原則として10年以上とします。

※原則として、農地の貸付が解除された後、1年間を経過しても借受希望者が見つからない場合は、出し手に農地をお返しします。



農地中間管理事業の受付窓口

1. 農地中間管理機構

組織名・担当部署	住 所	連絡先
公益財団法人 群馬県農業公社	前橋市総社町総社 2326-2	027-251-1220

2. 県

組織名・担当部署		住 所	連絡先
群馬県	農政部 農業構造政策課 企業参入・経営基盤強化係	前橋市大手町 1－1－1	0 2 7－2 2 6－3 0 2 4
	中部農業事務所 担い手・園芸課 農政係	前橋市上細井町 2 1 4 2－1	0 2 7－2 3 3－2 0 4 5
	西部農業事務所 担い手・園芸課 農政係	高崎市台町 4－3	0 2 7－3 2 1－3 6 0 0
	吾妻農業事務所 担い手・園芸課 農政係	吾妻郡中之条町大字中之条町 6 6 4	0 2 7 9－7 5－2 3 6 4
	利根沼田農業事務所 担い手・園芸課 農政係	沼田市薄根町 4 4 1 2	0 2 7 8－2 3－0 3 3 8
	東部農業事務所 担い手・園芸課 農政係	太田市西本町 6 0－2 7	0 2 7 6－3 1－2 2 1 2

3. 市町村

組織名・担当部署		住 所	連絡先
前橋市	農業委員会事務局	前橋市大手町 2－1 2－1	0 2 7－8 9 8－6 7 3 3
高崎市	農政部 農政課 農地活用担当	高崎市高松町 3 5－1	0 2 7－3 2 1－1 3 1 7
桐生市	産業経済部 農林振興課 農業振興担当	桐生市織姫町 1－1	0 2 7 7－3 2－4 1 3 4
伊勢崎市	農政部 農政課 農地利用係	伊勢崎市今泉町 2－4 1 0	0 2 7 0－2 7－6 2 7 2
太田市	農政部 農業政策課 農政係	太田市新田反町町 8 7 9	0 2 7 6－2 0－9 7 1 4
沼田市	経済部 農林課 農業委員会事務局	沼田市下之町 8 8 8	0 2 7 8－2 3－2 1 1 1
館林市	農業委員会事務局 農地係	館林市城町 1－1	0 2 7 6－4 7－5 1 7 1
渋川市	農政部 農林課 農業政策係	渋川市石原 8 0	0 2 7 9－2 2－2 5 9 3
藤岡市	経済部 農政課 農業振興係	藤岡市中栗須 3 2 7	0 2 7 4－4 0－2 3 0 4
富岡市	経済産業部 農林課 農業蚕糸振興係	富岡市富岡 1 4 6 0－1	0 2 7 4－6 2－1 5 1 1
安中市	農業委員会事務局 農業振興係	安中市安中 1－2 3－1 3	0 2 7－3 8 2－1 1 1 1
みどり市	産業観光部 農林課 農政係	みどり市笠懸町阿左美 1 9 1 2－1	0 2 7 7－7 6－1 9 3 7
榛東村	産業振興課	北群馬郡榛東村大字新井 7 9 0－1	0 2 7 9－2 6－2 5 5 9
吉岡町	産業観光課 農業振興室 農業委員会事務局	北群馬郡吉岡町下野田 5 6 0	0 2 7 9－5 4－3 1 1 1
上野村	振興課	多野郡上野村大字川和 1 1	0 2 7 4－5 9－2 1 1 1
神流町	産業建設課 農業係	多野郡神流町大字万場 9 0－6	0 2 7 4－5 7－2 1 1 1
下仁田町	農林課 農業係	甘楽郡下仁田町大字下仁田 6 8 2	0 2 7 4－6 4－8 8 0 6
南牧村	振興整備課 産業係	甘楽郡南牧村大字大日向 1 0 9 8	0 2 7 4－8 7－2 0 1 1
甘楽町	産業課 農林係	甘楽郡甘楽町大字小幡 1 6 1－1	0 2 7 4－7 4－3 1 3 1
中之条町	農林課 農地係	吾妻郡中之条町大字中之条町 1 0 9 1	0 2 7 9－7 5－8 8 1 3
長野原町	産業振興課 農林係	吾妻郡長野原町大字長野原 1 3 4 0－1	0 2 7 9－8 2－3 0 3 5
嬬恋村	農林振興課 農業委員会事務局	吾妻郡嬬恋村大字大前 1 1 0	0 2 7 9－9 6－1 2 5 6
草津町	総務課	吾妻郡草津町大字草津 2 8	0 2 7 9－8 8－0 0 0 1
高山村	農林課	吾妻郡高山村大字中山 2 8 5 6－1	0 2 7 9－2 6－7 9 5 1 (直)
東吾妻町	農業委員会事務局	吾妻郡東吾妻町大字原町 1 0 4 6	0 2 7 9－6 8－2 1 1 1
片品村	農林建設課 農政係	利根郡片品村大字鎌田 3 9 6 7－3	0 2 7 8－5 8－2 1 1 3
川場村	田園整備課 農政係	利根郡川場村大字谷地 3 2 0 0	0 2 7 8－2 5－5 0 7 2
昭和村	産業課 農政係	利根郡昭和村大字糸井 3 8 8	0 2 7 8－2 5－3 4 3 6
みなかみ町	農林課 農地利用係	利根郡みなかみ町月夜野 9 3 8－1	0 2 7 8－6 2－3 6 4 4 (直)
玉村町	農業委員会事務局	佐波郡玉村町大字下新田 2 0 1	0 2 7 0－6 4－7 7 1 0
板倉町	産業振興課	邑楽郡板倉町大字板倉 2 6 8 2－1	0 2 7 6－8 2－6 1 3 7
明和町	産業振興課 農政係	邑楽郡明和町新里 2 5 0－1	0 2 7 6－8 4－3 1 1 1
千代田町	産業振興課 農政係	邑楽郡千代田町大字赤岩 1 8 9 5－1	0 2 7 6－8 6－7 0 0 5
大泉町	農業振興課 農業振興係	邑楽郡大泉町日の出 5 5－1	0 2 7 6－6 3－3 1 1 1
邑楽町	農業振興課 農政係	邑楽郡邑楽町大字中野 2 5 7 0－1	0 2 7 6－4 7－5 0 2 7

4. その他

組織名・担当部署		住 所	連絡先
J A 前橋市	営農部 農産販売課	前橋市富田町2400-1	027-261-3832
J A 佐波伊勢崎	営農販売事業部 営農支援課	伊勢崎市連取町3096-1	0270-27-3030
J A 邑楽館林	営農部 営農指導課	邑楽郡板倉町大字岩田1003	0276-73-4991
邑楽土地改良区	会計課	邑楽郡板倉町大字海老瀬6122	0276-82-0518
(公財) 玉村町農業公社		佐波郡玉村町大字福島471	0270-64-3122
牛の平土地改良区	(片品村農林建設課)	利根郡片品村大字鎌田3967-3	0278-58-2113
(株) めいわ農業公社		邑楽郡明和町新里250-1	0276-84-3111

(令和8年6月修正)



農業公社
YouTube
チャンネル

公益財団法人 群馬県農業公社

群馬県農地中間管理機構

〒371-0852 群馬県前橋市総社町総社 2326-2 (群馬県蚕糸技術センター内)
TEL:027-251-1220 FAX:027-251-0677 URL:<https://www.gnk.or.jp/>



農業公社 HP